

測定アプリ「疲労モニター」使用許諾申込書

(ライセンス使用許諾申込書)

「使用許諾申込書」の以下必要事項をご記入の上、裏面(又は別紙) 同意書 (ソフトウェア使用許諾規約) をお読みいただき、最後に「同意書にチェックする欄」にチェックを入れていただきますようお願いいたします。

申し込み日	20 年 月 日
(カタカナ)	
会社名 [必須] ※個人の場合は個人と記載ください	
郵便番号 [必須]	〒 -
住所 [必須]	
部署名	
ご担当者様 (カタカナ)	
氏名 [必須]	印
連絡先 電話番号 [必須]	
FAX番号	
アドレス [必須] Eメール(ライセンスキーを送付しますのでお間違えのないようご注意ください)	@

ご注文内容	品名	本ソフトウェアの ライセンス期間	数量
「疲労モニター」システム (本ソフトウェア) (<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 更新)	APL-A1 (ダウンロード機能付解析ライセンス)	1年間	
	APL-A3 (ダウンロード機能付解析ライセンス)	3年間	

※本ソフトウェアのライセンス期間開始日は裏面(別紙)規約に定める通りとします。 様式 201912A-2(2/2)

※本ソフトウェアの1ライセンスあたりの上限処理回数は月間1000回としています。

希望納期	20 年 月 日
------	----------

裏面(別紙) 同意書に同意する チェック欄

取扱販売店様 使用欄

代理店名	連絡事項
注文番号	

→ 宛先

株式会社**村田製作所** 医療機器販売部 行 email: medical@murata.com FAX 075-955-7332

*本申込書における個人情報の扱いは、ご注文に対する連絡・ライセンス送付及び付随するサービスや株式会社村田製作所の製品紹介等に使用することを目的とし、それ以外の目的には使用いたしません。目的の変更がある場合は、都度その利用目的を明らかにします。また、個人情報に適用される法令、規範を遵守するとともに、弊社個人情報保護方針 (<https://www.murata.com/ja-jp/privacy>) のもとに個人情報を適正に管理、利用いたします。

同意書(ソフトウェア使用許諾規約)

表面記載の「疲労モニターシステム(測定アプリ)」(以下、本ソフトウェアという)は株式会社疲労科学研究所(以下、疲労科学という)が保有し、表面記載の「疲労ストレス計 MF100」(以下、本機という)を使用するにあたり必要となるソフトウェアです。本ソフトウェアを使用する法人または団体(以下、ユーザーという)は、本ソフトウェアの使用につき以下の規約(以下、本規約という)に同意します。なお本ソフトウェアは、疲労科学がユーザーに対してその使用を許諾するものであり、譲渡、販売するものではありません。この条件に同意できない場合は、本ソフトウェアを使用することはできません。

第1条

- 「本ソフトウェア」とは、本機を使用するにあたり必要となる、疲労科学がユーザーに提供する「疲労モニター」というコンピュータ・プログラム、そのユーザーインターフェースおよび当該コンピュータ・プログラムに関連する仕様書、説明書、その他の資料をいいます。
- 「ライセンス料」とは、ユーザーが本ソフトウェアを次号に定めるライセンス期間中使用するにあたり本機を購入した販売店(以下本機販売元)にお支払いいただく対価をいいます。
- 「ライセンス期間」とは、ユーザーが本ソフトウェアをご使用いただくことができる期間をいいます。
- 「ライセンスキー」とは、ユーザーが本ソフトウェアを使用するにあたり必要な不正コピーおよび不正利用を防止するソフトウェアをいいます。
- 「疲労モニター」は、株式会社疲労科学研究所の商標です。

第2条(使用許諾)

- 疲労科学は、ユーザーに対し、本機を使用する目的に限り、本規約に従って本ソフトウェアに関する譲渡不可の非独占的使用権を付与します。
- ユーザーは、本規約に従って、本規約第4条に定めるライセンス期間中、本機を使用する目的に限り、特定のサーバーコンピュータまたはクライアントコンピュータ上で本ソフトウェアをご使用いただくことができます。本ソフトウェアをインストールするためには、別途インストールするプログラムを機能させる条件や仕様書、説明書、その他の資料に記載された環境条件に従う必要があります。
- 本規約は、ユーザーに対し、疲労科学の商標、サービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。本規約に明記されていない本ソフトウェアに関する権利については疲労科学に留保されます。

第3条(申込手続き、本機及びライセンスキーの送付)

- ユーザーは、本規約に同意の上、本「使用許諾申込書」(以下、申込書という)を本機販売元又は株式会社村田製作所(以下村田という)へ送付し、本ソフトウェアの使用許諾を申し込むものとします。
- 株式会社村田製作所は、許諾申込書を受領後、本機販売元経由で本機を送付します。また本機送付後5営業日以内に、許諾申込書記載のメールアドレスに本ソフトウェアを利用する際に必要なライセンスキーを送付します。但し、ユーザーから本機販売元に対する本機及び本ソフトウェアに関する代金のお支払いが確認できない場合は、疲労科学からの本ソフトウェアの使用許諾を停止させていただきます。

第4条(ライセンス期間)

ライセンス期間は、前条に基づき村田がユーザーに対してライセンスキーを送付した日を起算日とし、当該ライセンスキー送付の翌月初日からライセンスのグレードに基づき申込書に定める期間が経過するまでとします。ただし、第5条に定める期間延長の手続きにより、ライセンス期間を更新延長することができるものとし、以後も同様とします。

第5条(ライセンス期間の延長手続・延長に必要なライセンスキーの送付)

- ライセンス期間(更新延長された場合には更新後のライセンス期間。以下、本条において同じ)満了前に、本アプリにて期間満了を予告する表示を行います。
- ユーザーがライセンス期間の延長を希望する場合は、販売店等との間のお支払い条件により手続をお願いします。
- 疲労科学は、前項のライセンス料の支払いが完了したことをもって、ユーザーよりライセンス期間更新の申し込みがなされたものとみなし、ユーザーにライセンス期間を延長いたします。なお更新時のライセンス期間は、現有効なライセンス期間が終了する時点を超えて起算点とし、更新対象ライセンスのグレードに基づき申込書に定める期間が経過するまでとします。

第6条(ライセンス料)

ライセンス期間満了前にソフトウェアの使用を中止した場合も、ユーザーから受領した申込書記載の本ソフトウェアのライセンス料を返還しません。

第7条(禁止事項)

- ユーザーは、本ソフトウェアの貸与、リース、担保設定等を行うことはできません。また、本ソフトウェアを使用する権利その他本ソフトウェアに関するいかなる権利も譲渡、販売、あるいはその使用を再許諾することはできません。よって、ユーザーはいかなる状況においてもユーザー以外の法人、団体またはその従業員および構成員、その他の第三者に対して本ソフトウェアを使用する権利を与えることはできません。
- ユーザーは、本ソフトウェアの改変、翻案、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等を行うことはできません。
- ユーザーは、本ソフトウェアをバックアップ目的に1部複製する以外に複製することはできません。
- ユーザーは、本ソフトウェアを第三者に対して頒布、送信(自動公衆送信、送信可能化を含む)を行うことは一切できません。

第8条(責任)

- 本ソフトウェアは現状有姿のままユーザーに提供されるものであり、正常動作、特定目的への適合性、内容の正確性、権利の瑕疵その他一切の事項につき、明示、黙示を問わず、何ら保証いたしません。
- 疲労科学及び村田は、ユーザーが本ソフトウェアを使用した結果生ずるいかなる損害(ライセンスキーの紛失、データ消滅・サーバーダウン・業務停滞等を含む)についても一切責任を負いません。さらに、疲労科学及び村田は第三者のいかなるクレームに対しても一切責任を負いません。

第9条(保守・サポート)

- 疲労科学は、本ソフトウェアに関するユーザーからの問い合わせについては、所定の問い合わせフォームにより受け付け、回答、情報提供、助言を行います。
- 疲労科学は、疲労科学の判断でアップデート、アップグレードした本ソフトウェアをユーザーに提供します。
- 疲労科学は、前2項を除き、本ソフトウェアの保守、修正等のサポートを一切いたしません。
- 疲労科学の口頭や書面によるいかなる回答、情報提供、助言も新たな保証を行い、またはその他のいかなる意味においても前条の保証の範囲を拡大するものではありません。疲労科学は、これらの回答、情報提供、助言の結果、ユーザーに生ずるいかなる損害についても一切責任を負いません。
- サーバー稼働率目標(SLO)は99.9%とします。

第10条(機密保持)

- ユーザーは、本ソフトウェアの使用に関して知り得た疲労科学及び村田の技術上および業務上の情報(以下、機密情報という)を機密に保持し、疲労科学及び村田の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはいけません。ただし、次の各号の一に該当するものはこの限りではありません。
 - 疲労科学及び村田から知得する以前にユーザー自らが保有していたもの
 - 疲労科学及び村田から知得する以前に公知・公用のもの
 - 疲労科学及び村田から知得した後、ユーザーの責めに帰さない事由により公知となったもの
 - 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなくユーザーが知得したもの
 - 疲労科学及び村田の機密情報によることなく、ユーザーが独自に開発したもの
- ユーザーは機密情報を本ソフトウェアを使用する目的以外で使用することはできません。

第11条(著作権等)

本ソフトウェアに関する所有権、著作権をはじめとする一切の知的財産権は疲労科学に帰属します。本ソフトウェアは著作権法およびその他の知的財産権に関する法令によって保護されています。

第12条(輸出規制)

- ユーザーは、本ソフトウェア(その複製物を含む)の輸出に際し、輸出元国の法令を遵守することとし、輸出許可が必要な場合は輸出許可を取得して輸出することに同意するものとします。
- ユーザーは、本ソフトウェア(その複製物を含む)を次に掲げる仕向地に直接又は間接的に輸出、再輸出、積替え又は提供しないことに同意するものとします。

(i) 米国政府の制裁対象国、地域又はその国民若しくは居住者

詳細については、疲労科学ウェブサイト(URL: <http://murasoftware.com/policy/index.html#export>)をご確認ください。

(ii) 米国商務省、財務省、及び国務省が発行する取引を禁止又は制約するリストに掲載のある個人又は団体

- ユーザーは、本ソフトウェア(その複製物を含む)を大量破壊兵器その他の軍事的な用途のために使用し、又は第三者に提供しないことに同意するものとします。

第13条(使用中)

疲労科学は、ユーザーに次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、何らの催告なく直ちに本ソフトウェアの使用を中止させることができます。

- 本規約に違反し、相当の期間を定めて催促しても違反事実が是正されないとき
- 解散または合併したとき
- 監督官庁により営業停止または営業免許若しくは営業登録の取り消し処分を受けたとき
- 仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、または破産、民事再生、会社更生の申し立てがあったとき、若しくは清算に入ったとき

(5) 支払停止、支払不能等の事由を生じたとき

- (6) 財政状態が著しく悪化したはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第14条(期限の利益の喪失)

ユーザーに前条各号の一に該当する事由が生じたときは、ユーザーは疲労科学に対する一切の債務について期限の利益を喪失します。

第15条(ライセンス期間終了後の措置)

ユーザーはいかなる場合もライセンス期間を超えて本ソフトウェアを使用することはできません。